

令和3年(ネ)第247号 原状回復等請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告) 今野秀則ほか

被控訴人兼控訴人(一審被告) 国ほか1名

第1準備書面

令和5年3月30日

仙台高等裁判所第1民事部 御中

被控訴人兼控訴人(一審被告)国指定代理人

富岡

宏



齊藤 隆広



高橋 朋彦



高橋 恒久



伊藤 伸行



阿部 智史



大平 美希



落合利昭 伊藤代

吉田渡 伊藤代

齋藤友晴 伊藤代

佐藤仁美 伊藤代

伊藤駿介 伊藤代

安斎守 伊藤代

第1 水密化の措置に関する一審原告らの主張に理由がないこと	5
1 一審原告らの主張	5
2 一審被告国の反論	6
(1) はじめに	6
(2) 一審被告国の中の主張	9
ア 規制行政庁が、本件事故当時に津波対策に係る不適合状態の解消を判断 することができる措置は、ドライサイトコンセプトに基づく防潮堤・防波 堤等の設置であったため、電気事業者が防潮堤・防波堤等を設置すること なく水密化措置を講じるとは考え難いこと	9
イ 仮に、一審被告東電が、平成20年試算津波への対策として、ドライサ イトコンセプトに基づき、主要建屋の敷地高を超える津波の到来が予測さ れる場所に防潮堤・防波堤等を設置する対策を講じたとしても、本件事故 の発生を回避することができなかつたこと	10
ウ 一審被告東電が、主要建屋の敷地高を超える津波の到来が予測される場 所（敷地の南北側）に防潮堤・防波堤等を設置することに加えて水密化措 置を講じたとしても、本件事故の発生を回避することはできず、防潮堤等 が完成する前の単独の水密化措置を講じることを選択したとしても、同様 に、本件事故の発生を回避することはできなかつたこと	12
(3) 最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）の判断及びその考え方	14
ア 本件事故当時の我が国における原子炉施設の津波対策について	14
イ 防潮堤等の設置と併せて他の対策を講ずることを検討した蓋然性がない ことについて	17
ウ 最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）の考え方	18
(4) 一審原告らの主張に対する反論	19

ア 一審原告らが指摘する本件事故前の対策の実例は、防潮堤等を設置せず、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入することを前提とし又は容認したものではなく、前記敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置が主たる津波対策として採用された実績に当たるものではないこと	19
(ア) 東海第二発電所における津波対策について	20
(イ) 浜岡発電所における津波対策について	21
(ウ) 一審被告東電における津波対策の検討内容について	23
(オ) 小括	25
イ 一審原告らが指摘する他の実例や知見等も、主要建屋等が存在する敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置が主たる津波対策として採用された実績やその指針となる知見に当たるものではないこと	26
(ア) 溢水勉強会における検討について	27
(イ) 安全情報検討会における検討について	28
(ウ) 海外における対策について	29
(エ) 一審原告らが指摘する佐藤氏の意見等について	30
(オ) 小括	31
ウ まとめ	32
第2 東京電力株主代表訴訟の一審判決を引用する一審原告らの主張は、本件と東京電力株主代表訴訟の一審判決の関係が明確ではなく、理由がないこと	—33
1 一審原告らの主張	33
2 一審被告国反論	33

一審被告国は、本準備書面において、一審原告らの令和4年9月22日付け第1審原告ら第1準備書面（6.17最高裁第二小法廷判決の誤り）（以下「一審原告ら控訴審第1準備書面」という。）における、最高裁令和4年6月17日第二小法廷判決（令和3年（受）第342号（民集76巻5号955ページ）、令和3年（受）第1165号、令和3年（受）第1205号（裁判所時報第1794号23ページ）、令和4年（受）第460号）に関する主張に対し、必要な限度で反論する（以下、前記各最高裁判決をまとめて「最高裁令和4年判決」といい、このうち、令和3年（受）第1205号について、「最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）」という。）。

また、一審被告国は、本準備書面において、一審原告ら控訴審第1準備書面における、東京地方裁判所令和4年7月13日判決（平成24年（ワ）第6274号損害賠償請求事件等。以下、同判決に係る訴訟を「東京電力株主代表訴訟」とい、同判決を「東京電力株主代表訴訟の一審判決」という。）に関する主張に対しても、必要な限度で反論する

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 水密化の措置に関する一審原告らの主張に理由がないこと

1 一審原告らの主張

一審原告らは、最高裁令和4年判決について、「防潮堤以外の対策（水密化対策など）は既に本件原発事故（引用者注：本件事故）前から、国内外の複数の原子力発電所において実施されていた」のであり、「この水密化対策が取られなかつたという明確な根拠を示さないで、防潮堤のみが対策として取られた」という最高裁判決（引用者注：最高裁令和4年判決）の判断には重大な事実誤認があるといわざるを得ない。」（一審原告ら控訴審第1準備書面第5の4（2）ウ・53ページ）として、「第1審被告国が技術基準適合命令を発した結果、第1審被告東京電力が水密化等の措置を講じていれば、本件事故の結果を回避することができた。」旨主張する（同準備書面第8の6・136ページ）。

また、一審原告らは、「第1審被告国が技術基準適合命令を発令した場合に、第1審被告東京電力が、防潮堤の設置以外の対策、具体的には建屋の水密化や重要機器室の水密化という対策を行った蓋然性が容易に認められる」旨主張し（同準備書面第5の6・68ページ）、最高裁令和4年判決は「防潮堤等の設置等の対策が講じられるまでの間における窮余の策としての水密化等の措置が講じられた蓋然性については何ら言及していない」などと批判するところ（同準備書面第8の3・134ページ）、この主張は、防潮堤等の設置に先立ち（防潮堤等の設置がされない状態で）、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入する事態を容認した上で水密化措置のみによって防護すること、すなわち、防潮堤等が完成する前の単独の水密化措置が講じられていれば本件事故を回避することができた旨主張するものと解される。

2 一審被告国の反論

(1) はじめに

ア 仮に、原子炉施設の津波防護措置について、電気事業者（本件では一審被告東電）に対し、技術基準適合命令を発することができるとしても、規制行政庁がいかなる状態をもって不適合状態の解消と判断するかは、技術基準適合命令の発令が想定される当時の科学的、専門技術的知見の到達点等を踏まえて判断せざるを得ないところ、本件事故当時、津波対策としては、設計想定津波が敷地に浸入することが想定される場合には、防潮堤・防波堤等の設置により津波の敷地への浸入を防止してドライサイトを維持するというドライサイトコンセプトに基づく防潮堤・防波堤等の設置が基本であった。そのため、規制行政庁としては、一審被告東電が主要建屋の敷地高（O. P. + 10メートル）を超える想定津波の浸入を阻止する防潮堤・防波堤等を設置することをもって不適合状態の解消と判断した可能性が高く、他方で、規制行政庁において、ドライサイトコンセプトを放棄して敷地内への津波の浸入を容認するような水密化の措置によって不適合

状態が解消されると判断することはできなかつたのであるから、電気事業者がそのような措置を講じるとは考え難く、規制行政庁がそのような措置を念頭に置いて規制権限を行使するとも考え難いといふべきである。

イ そして、前記アのとおり、本件事故当時、原子炉施設における津波対策としては、ドライサイトコンセプトが基本であったところ、仮に、一審被告東電が、本件事故当時、平成20年試算津波への対策として、ドライサイトコンセプトに基づき、主要建屋の敷地高を超える津波の到来が予測される場所に防潮堤・防波堤等を設置する対策を講じたとしても、平成20年試算津波と本件津波とでは規模や到来の方向等に大きな違いがあり、本件津波が敷地の東側から流入することを防ぐことができないから、本件事故の発生を回避することはできなかつたのであり、また、仮に、一審被告東電が、平成20年試算津波への対策として、主要建屋の敷地高を超える津波の到来が予測される場所に防潮堤・防波堤等を設置することに加えて水密化措置を講じることを選択したとしても、津波の規模や到来の方向等が全く異なる本件津波を防ぐことは不可能であつて本件事故の発生を回避することはできず、そうであれば、一審被告東電が防潮堤等が完成する前の単独の水密化措置を講じることを選択したとしても、同様に、本件事故の発生を回避することはできなかつた。

ウ そして、最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）は、本件事故当時の科学的、専門技術的知見に照らせば、ドライサイトコンセプトが、本件事故当時の我が国における原子炉施設の津波対策として採用されていたことを前提に、防潮堤等の設置により敷地内への津波の浸入を防ぐことを前提とせず、主要建屋等が存在する敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置（水密化措置を含む。）が主たる津波対策として採用された実績があつたことはうかがわれず、その指針となる知見が存在していたこともうかがわれないことから、一審被告東電又は規制機関が、防潮堤等の設置と併せ

て他の対策を検討した蓋然性は認められないという判断を示したものと解される。

この点について、一審原告らは、最高裁令和4年判決について、「防潮堤以外の対策（水密化対策など）は既に本件原発事故（引用者注：本件事故）前から、国内外の複数の原子力発電所において実施されていた」のであり、「この水密化対策が取られなかつたという明確な根拠を示さないで、防潮堤のみが対策として取られたという最高裁判決（引用者注：最高裁令和4年判決）の判断には重大な事実誤認があるといわざるを得ない。」旨主張し、複数の事実（証拠）を指摘するが、一審原告らが指摘する事実（証拠）は、主要建屋等が存在する敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置が主たる津波対策として採用された実績やその指針となる知見に当たるものではないから、かかる事実（証拠）に基づき最高裁令和4年判決を論難する一審原告らの主張は、前提を誤っており、理由がないというべきである。

加えて、最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）は、防潮堤等の設置に先立ち、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入する事態を容認した上で水密化措置のみによってこれを防護することについても、これが主たる津波対策として採用された実績やその指針となる知見が存在していたことがうかがわれないという考え方を前提としているものと解され、この考え方からすれば、一審被告東電又は規制機関が、津波対策として、防潮堤等が完成する前の単独の水密化措置を講じることを検討した蓋然性があるとはいえないことになるから、同措置が講じられた蓋然性が認められ、これが講じられていれば本件事故を回避することができた旨の一審原告らの主張にも理由がないというべきである。

以上述べた最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）の判断及び考え方は、本件事故当時の科学的、専門技術的知見を前提として講じられるであろう

津波対策という点について、一審被告国の主張と考え方と同じくするものであり、正当である。

(2) 一審被告国の主張

ア 規制行政庁が、本件事故当時に津波対策に係る不適合状態の解消を判断することができる措置は、ドライサイトコンセプトに基づく防潮堤・防波堤等の設置であったため、電気事業者が防潮堤・防波堤等を設置することなく水密化措置を講じるとは考え難いこと

一審被告国の令和3年9月30日付け控訴理由書（以下「一審被告国控訴理由書」という。）第4の4(2)イ(イ)a（153及び154ページ）のとおり、本件事故当時、原子炉施設における津波対策としては、ドライサイトコンセプト、すなわち、安全上重要な全ての機器が設計想定津波の水位より高い場所に設置されることなどによって、それらの機器が津波で浸水するのを防ぎ、津波による被害の発生を防ぐという考え方方が基本であって、我が国においては、設計想定津波が敷地に浸入することが想定される場合には、防潮堤・防波堤等の設置により津波の敷地への侵入を防止してドライサイトを維持することが津波対策の基本的な考え方であった。

そして、一審被告国控訴理由書第4の4(2)イ(ウ)a（159及び160ページ）のとおり、仮に、原子炉施設の津波防護措置について、一審被告国が省令62号4条1項に適合しない状態にあることを理由に電気事業者（本件では一審被告東電）に対し、技術基準適合命令を発することができるとした場合でも、いかなる方法でかかる不適合状態を解消するかは、設置許可処分時の安全審査の内容や技術基準適合命令の発令が想定される当時の科学的、専門技術的知見の到達点に照らして、規制行政庁が原子炉施設の安全確保上支障がないと認める範囲内で、電気事業者の判断に委ねられるものと解される。

その上で、規制行政庁がいかなる状態をもって不適合状態の解消と判断

するかは、設置許可処分時の安全審査における津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針や技術基準適合命令の発令が想定される当時の科学的、専門技術的知見の到達点を踏まえて判断せざるを得ない。

この点、福島第一原発の設置許可処分時の安全審査における津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針は、主要建屋の敷地への津波の浸入を阻止するというものであったし、技術基準適合命令の発令が想定される当時においても、津波対策としては、ドライサイトコンセプトに基づく防潮堤・防波堤等の設置が基本であったため、規制行政庁としては、一審被告東電が主要建屋の敷地高（O. P. + 10 メートル）を超える想定津波の浸入を阻止する防潮堤・防波堤等を設置することをもって不適合状態の解消と判断した可能性が高い。

他方で、電気事業者がドライサイトコンセプトを放棄して敷地内への津波の浸入を容認するような水密化の措置を講じようとする場合には、一審原告らが技術基準適合命令の発令義務があったとする当時の科学的、専門技術的知見に照らせば、規制行政庁において、これらの措置によって不適合状態が解消されると判断することはできなかつたのであるから、同措置を命ずることが義務付けられることはないとすべきである。

イ 仮に、一審被告東電が、平成20年試算津波への対策として、ドライサイトコンセプトに基づき、主要建屋の敷地高を超える津波の到来が予測される場所に防潮堤・防波堤等を設置する対策を講じたとしても、本件事故の発生を回避することができなかつたこと

(ア) 前記アのとおり、本件事故当時、原子炉施設における津波対策としては、ドライサイトコンセプトが基本であつて、我が国においては、設計上の想定津波が敷地に浸入することが想定される場合には、防潮堤・防波堤等の設置により津波の敷地への浸入を防止してドライサイトを維持することが津波対策の基本的な考え方であったところ、仮に、一審被告

東電において、本件事故当時、「長期評価の見解」を踏まえて試算された平成20年試算津波への対策を講じるとすれば、一審被告東電が講じたであろう津波対策は、福島第一原発の主要建屋の敷地高（O. P. + 10メートル）を超える津波の到来が予測される場所に防潮堤・防波堤等を設置することであったと考えられる（なお、この点については、一審被告国の平成30年3月2日付け第13準備書面（以下「一審被告国原審第13準備書面」という。）第5の5（70ないし74ページ）、一審被告国の令和2年11月30日付け第41準備書面（以下「一審被告国原審第41準備書面」という。）第4章第3（258ないし264ページ）も参照。）。

(イ) もっとも、一審被告国控訴理由書第4の4(2)ア(イ)（145ないし148ページ）のとおり、平成20年試算津波と本件津波とでは規模や到来の方向等に大きな違いがあるところ、一審被告東電によって、平成20年試算津波の防護措置として防潮堤・防波堤等の設置が行われたとしても、福島第一原発の敷地の南側周辺を中心に、平成20年試算津波を阻止可能な範囲で設置されるにすぎないから（福島第一原発の敷地の東側には設置されない。なお、津波の到来が予測される場所に防潮堤・防波堤等を設置するという措置は、当時の科学的、専門技術的知見の到達点に照らして原子炉施設の安全確保上支障がないと認められる範囲内であった。）、多方面から到来・浸入した本件津波による本件事故の発生を防止することができるとは認められない。

実際、一審被告東電は、平成28年7月22日、平成20年試算津波を前提に福島第一原発の敷地への浸水を防ぐための対策として敷地の南北側に防潮堤を設定した場合、本件津波による浸水を防ぐことができたか否かについてのシミュレーションを行っているが、平成20年試算津波を前提として防潮堤を設置していたとしても、本件津波が敷地の東側

から流入することを防ぐことができず、その結果、1号機から4号機までの主要建屋付近の浸水深は、本件事故時の現実のものと比べてほとんど変化がないことが明らかとなっているから（丙B第51号証）、平成20年試算津波を想定した防潮堤・防波堤等の設置によって、本件事故の発生を避けることはできないと考えるのが自然かつ合理的である（一審被告国控訴理由書第4の4(2)ウ(イ)（173及び174ページ））。

ウ 一審被告東電が、主要建屋の敷地高を超える津波の到来が予測される場所（敷地の南北側）に防潮堤・防波堤等を設置することに加えて水密化措置を講じたとしても、本件事故の発生を回避することはできず、防潮堤等が完成する前の単独の水密化措置を講じることを選択したとしても、同様に、本件事故の発生を回避することはできなかったこと

(ア) 前記イ(ア)のとおり、ドライサイトコンセプトからすれば、防潮堤・防波堤等の設置により敷地内への津波の浸入を完全に防ぐというのがまず第一義であり、また、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入する事態を容認した上で津波対策は大きな不確実性を伴って信頼性に欠ける上、事故対応等に支障が生じることも想定されること、本件事故前の科学技術水準として、主要建屋等が存在する敷地に津波がそのまま浸入する事態を容認した上で水密化措置のみによってこれを防護する技術は確立されていなかったこと、規制行政庁としても、仮に、電気事業者が、津波対策として、防潮堤・防波堤等を設置せず、水密化措置のみを講じることを選択した場合、かかる措置をもって不適合状態の解消と判断することはあり得ないことなどからすれば、一審被告東電が福島第一原発において講じたであろう防護措置の内容として水密化措置が考えられたとしても、防潮堤・防波堤等を設置することなく水密化措置のみを講じることはあり得ない。

(イ) そして、一審被告国控訴理由書第4の4(2)ウ（171ないし176

ページ) のとおり、一審被告東電が、平成20年試算津波への対策として、防潮堤・防波堤等の設置に加えて水密化措置を講じることを選択したとしても、ここで講じられる水密化措置は、防潮堤・防波堤等の設置を前提とした上で、これらの設置によっても阻止し得ない軽微な浸水に対する局所的・部分的なものにとどまることとなる。しかるに、平成20年試算津波と本件津波とでは規模や到来の方向等に大きな違いがあり、平成20年試算津波に対する防護措置として防潮堤・防波堤等の設置が行われたとしても、福島第一原発の敷地の南側周辺を中心に、平成20年試算津波の浸入を阻止可能な範囲で設置されるにすぎないから(敷地の東側には設置されない)、本件津波の多方面からの到来・浸入を防ぐことはできず、取り分け、本件津波が敷地の東側から流入するのを防ぐことができなかつた蓋然性が高い。

その上、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入する事態を容認した上での津波対策(津波に対する水密化の技術)は、一審被告国控訴理由書第4の4(2)イ(ウ)c(164及び165ページ)のとおり、本件事故が発生した時点においても研究途上にあり、想定する津波の波力評価や、自動車等の比較的複雑な形状の物体の漂流物の評価が確立していなかつた(乙B第83号証53ないし58ページ)。したがつて、平成20年試算津波に対し、防潮堤・防波堤等の設置に加えて水密化措置を講じたとしても、本件津波が敷地の東側から流入するのを防ぐことができなかつた蓋然性が高い上、本件津波の波力や自動車等の漂流物との衝突によって水密機能が失われ、重要機器室やT／B(タービン建屋)への本件津波の浸入を阻止できず、本件事故の発生を避けることはできなかつた蓋然性が高かつたというべきである。

なお、局所的・部分的な水密化措置を講じたとしても、本件津波の浸入を阻止できなかつたことは、一審被告東電が、本件事故前に、福島第

二原発のO. P. + 4 メートルの敷地に設置してある海水熱交換器建屋に対し、同敷地に津波が遡上することを想定して同建屋の水密化措置を講じたものの、同建屋の開口部に取り付けられた建具が本件津波による波力や漂流物による外力に耐えることができず同建屋内に本件津波を浸入させた事実（丙B第5号証の1・17ないし19ページ並びに乙B第336号証4-71及び4-72ページ）からも明らかである（一審被告国控訴理由書第4の4(2)ウ(ウ)(175ページ)）。

以上のとおり、仮に、一審被告東電が、平成20年試算津波への対策として、主要建屋の敷地高を超える津波の到来が予測される場所（敷地の南北側）に防潮堤・防波堤等を設置することに加えて水密化措置を講じることを選択したとしても、津波の規模や到来の方向等が全く異なる本件津波を防ぐことは不可能であり、本件事故の発生を避けることはできなかつたというべきである。

そうすると、仮に、一審被告東電が、平成20年試算津波への対策として、防潮堤等の設置に先立ち（防潮堤等が設置されない状態で）、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入する事態を容認した上で水密化措置のみによって防護すること、すなわち防潮堤等が完成する前の単独の水密化措置を講じることを選択したとしても、本件事故当時の科学的、専門技術的知見の下においては、同様に、ここで講じられる水密化措置は、防潮堤・防波堤等の設置を前提とした上で、これらの設置によっても阻止し得ない軽微な浸水に対する局所的・部分的なものにとどまることになり、本件事故を回避することができなかつたことは明らかである。

(3) 最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）の判断及びその考え方

ア 本件事故当時の我が国における原子炉施設の津波対策について

(ア) 最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）は、本件事故当時の我が国にお

ける原子炉施設の津波対策について、「本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合、防潮堤等を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであった。したがって、経済産業大臣が、本件長期評価（引用者注：平成14年長期評価。以下同じ。）を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所（引用者注：福島第一原発。以下同じ。）の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力（引用者注：一審被告東電。以下同じ。）に義務付けていた場合には、本件長期評価に基づいて想定される最大の津波が本件発電所に到来しても本件敷地（引用者注：福島第一原発1号機から4号機までの各原子炉に係る原子炉建屋、タービン建屋等の主要建屋の敷地。以下同じ。）への海水の浸入を防ぐことができるよう設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いということができる。（中略）そうすると、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合には、本件試算津波（引用者注：平成20年試算津波。以下同じ。）と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐができるよう設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いということができる。他方、本件事故以前において、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合に、想定される津波による上記敷地の浸水を防ぐができるよう設計された防潮堤等を設置するという措置を講ずるだけでは対策として不十分であるとの考え方方が有力であったことはうかがわれず、その他、本件事故以前の知見の下において、上記措置が原子炉施設の津波対策として不十分なものであったと解すべき事情はうかがわれない。したがって、本件事故以前に経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合に、本件試算津波と同じ規模

の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるよう設計された防潮堤等を設置するという措置に加えて他の対策が講じられた蓋然性があるとか、そのような対策が講じられなければならなかつたということはできない。」（同判決8及び9ページ）と判示した。

その上で、最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）は、「本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかつた可能性が高いといわざるを得ない。」（同判決9及び10ページ）と判示し、「以上によれば、仮に、経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付け、東京電力がその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することは避けられなかつた可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に浸入し、本件非常用電源設備が浸水によりその機能を失うなどして本件各原子炉施設が電源喪失の事態に陥り、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。そうすると、本件の事実関係の下においては、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかつたであろうという関係を認めることはできないことになる。」（同判決10ページ）と判示して、一審被告国（国）の国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を否定した。

(イ) このように、最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）は、本件事故について、一審被告国（国）の国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を否定してい

るが（同判決以外の最高裁令和4年判決も同様の判断をしている。）、これは、本件事故当時の科学的、専門技術的知見に照らせば、設計上の想定津波が敷地に浸入することが想定される場合には、防潮堤・防波堤等の設置により津波の敷地への浸入を防止してドライサイトを維持するというドライサイトコンセプトが、本件事故当時の我が国における原子炉施設の津波対策として採用されていたことを前提にしているものと解される。

イ 防潮堤等の設置と併せて他の対策を講ずることを検討した蓋然性がないことについて

さらに、最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）は、一審被告東電又は規制機関において、防潮堤等の設置と併せて、これによっては防ぎきれない福島第一原発の主要建屋の敷地の浸水に対する対策を講ずることを検討した蓋然性があるとし、このことを前提に、経済産業大臣が規制権限を行使していれば本件事故と同様の事故は発生しなかったとする原審の判断を排斥する中で、「想定される津波による原子炉施設の敷地の浸水を防ぐことができるよう設計された防潮堤等を設置するという措置は、本件事故以前に我が国における原子炉施設の津波対策の基本とされていたものであり、当時の知見の下においては、津波による原子炉施設の事故を防ぐための措置として合理的で確実なものであったということができる。これに対し、本件事故以前に、我が国における原子炉施設の主たる津波対策として、津波によって上記敷地が浸水することを前提とする防護の措置が採用された実績があったことはうかがわれず、当該防護の措置の在り方について、これを定めた法令等はもちろん、その指針となるような知見が存在していたこともうかがわれないし、海外において当該防護の措置が一般的に採用されていたこともうかがわれない。」（同判決10及び11ページ）と判示した上で、「東京電力又は保安院その他の規制機関が、防潮堤等によつ

ては上記津波（引用者注：平成20年試算津波と同じ規模の津波）による本件敷地の浸水を防ぎきれないという前提で、そのような防潮堤等の設置と併せて他の対策を講ずることを検討した蓋然性があるということはできない。原審が、上記蓋然性があることを前提に、経済産業大臣が、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付けていれば、本件事故と同様の事故は発生しなかったと判断したことは、合理性を欠く」（同判決11ページ）と判示している。

これは、本件事故当時の科学的、専門技術的知見に照らした場合、防潮堤・防波堤等の設置により敷地内への津波の侵入を防ぐという前記アのドライサイトコンセプトは、合理的で確実なものとして、我が国における津波対策の基本とされていたのに対し、防潮堤等の設置により敷地内への津波の侵入を防ぐことを前提とせず、主要建屋等が存在する敷地内に津波が侵入することを前提とする防護措置（水密化措置を含む。）が主たる津波対策として採用された実績があったことはうかがわれないことや、その指針となる知見が存在していたことはうかがわれることから、一審被告東電又は規制機関が、防潮堤等の設置と併せて他の対策を検討した蓋然性は認められず、その結果、前記アのとおり、経済産業大臣が規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできないことになるという判断を示したものと解される。

ウ 最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）の考え方

前記ア及びイのとおり、最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）は、一審被告東電又は規制機関が、防潮堤等の設置と併せて他の対策を講ずることを検討した蓋然性があるとはいえないとして、原審の判断を排斥したものではあるが、前記イのとおり、同判決は、本件事故当時の科学的、専門技

術的知見に照らせば、防潮堤等の設置により敷地内への津波の浸入を防ぐことを前提とせず、津波の浸入を前提とする防護措置(水密化措置を含む。)が主たる津波対策として採用された実績があつたことはうかがわれず、その指針となる知見が存在していたこともうかがわれないという判断を示したものである。そうである以上、同判決は、防潮堤等の設置に先立ち(防潮堤等の設置がされない状態で)、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入する事態を容認した上で水密化措置のみによってこれを防護すること(防潮堤等が完成する前の単独の水密化措置)についても、これが主たる津波対策として採用された実績(すなわち、技術が確立していること)やその指針となる知見が存在していたことがうかがわれないという考え方も当然の前提としているものと解される。そして、この考え方からすれば、一審被告東電又は規制機関が、津波対策として、防潮堤等が完成する前の単独の水密化措置を講ずることを検討した蓋然性もあるとはいえないことになる。

このような、最高裁令和4年判決(一審千葉地裁)の判断及び考え方は、本件事故当時の科学的、専門技術的知見を前提として講じられるであろう津波対策という点について、前記(2)で述べた一審被告国(の)主張と考え方を同じくするものであり、正当である。

(4) 一審原告らの主張に対する反論

ア 一審原告らが指摘する本件事故前の対策の実例は、防潮堤等を設置せず、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入することを前提とし又は容認したものではなく、前記敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置が主たる津波対策として採用された実績に当たるものではないこと

一審原告らは、前記1のとおり、最高裁令和4年判決について、「防潮堤以外の対策(水密化対策など)は既に本件原発事故(引用者注:本件事

故) 前から、国内外の複数の原子力発電所において実施されていた」のであり、「この水密化対策が取られなかつたという明確な根拠を示さないで、防潮堤のみが対策として取られたという最高裁判決（引用者注：最高裁令和4年判決）の判断には重大な事実誤認があるといわざるを得ない。」旨主張し、複数の事実（証拠）を指摘する。

しかしながら、一審原告らが指摘する東海第二発電所及び浜岡発電所における対策の実例並びに一審被告東電における検討内容は、以下で述べるとおり、いずれも、防潮堤等を設置せず、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入することを前提とし又は容認したものではなく、前記敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置が主たる津波対策として採用された実績に当たるものではない。

(ア) 東海第二発電所における津波対策について

一審原告らは、敷地への浸水を前提とした津波対策を実施していた実例として、東海第二発電所の津波対策の実例を指摘する（一審原告ら控訴審第1準備書面第5の4(2)ア(イ)（51ページ））。

しかしながら、日本原電が、本件事故前に、東海第二発電所において設置した水密扉は、一審被告国原審第40準備書面第3章第6の2(5)（182及び183ページ）のとおり、事業者としてのリスク管理の観点から講じられた自主的対応にすぎないものであった上（乙F第13号証・右下部のページ数で208ページ）、一審被告国控訴理由書第4の4(2)ウ(ウ)（175及び176ページ）のとおり、「JIS規格（ドアセット）の気密要求に基づく」とされていたこと（乙F第13号証・右下部のページ数で207ページ）*1からも明らかのように、もとより津

*1 JIS規格（ドアセット）については、一審被告国控訴理由書脚注46（176ページ）のとおり。

波波力や漂流物による外力に耐え得るような製品ではなかった。

このように、一審原告らが指摘する東海第二発電所における津波対策の実例は、津波波力や漂流物の外力に耐え得るだけの技術を有するものであったとはいえないものであり、事業者において、防潮堤等の設置によっても阻止し得ない軽微な浸水等に対する局所的・部分的な措置として自主的に講じるなどしたものにすぎない。

したがって、一審原告らが指摘する東海第二発電所における津波対策の実例は、防潮堤等を設置せず、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入することを前提とし又は容認したものではなく、前記敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置が主たる津波対策として採用された実績に当たるものではない。

(1) 浜岡発電所における津波対策について

一審原告らは、浜岡発電所の津波対策として、原子炉建屋出入口に腰部防水構造の防護扉を設置していることを対外的に公表していたこと及び中部電力が、保安院に対して、平成20年3月13日、津波に対する安全余裕向上策として、建屋やダクト等の開口部からの浸水への対応を進めていることや、海水ポンプ回りに防水壁設置案を検討することを報告していた旨を指摘する（一審原告ら控訴審第1準備書面第5の4(2)ア(ウ)・51及び52ページ）。

しかしながら、浜岡発電所について、一審原告らが指摘する「浜岡原子力発電所3、4号機津波に対する総合的な対策について」と題する書面（甲B第284号証の2）は、中部電力が浜岡発電所第3、4号機において既に実施している対策（同号証1枚目の「1. 津波による水位上昇への対策」の項に記載されている事項）や、検討中の対策（同号証1枚目の「3. 津波に対する安全余裕向上策」の項に記載されている事項）を説明した資料であるが、一審原告らが指摘する「腰部防水構造の防護

扉」は既設のものであるし、「建屋やダクト等の開口部からの浸水対応」や「ポンプモータの水密化」等については、これらの記載が「3. 津波に対する安全余裕向上策」の項の中で記載されていることや、これらの記載に先立つ「1. 津波による水位上昇への対策」の項において、従前の設備等により「津波による水位上昇に対しては、…原子炉施設の安全性に問題とならない。」と記載されていることなどからすれば、想定津波に対する安全性そのものは確保されていることを前提とした上で、更なる安全裕度の向上を目的としたものである。

なお、同書面では、「1. 津波による水位上昇への対策」の項において、「②原子炉建屋等の出入口には腰部防水構造の防護扉等が設置されている」、「③RCWSポンプ電動機の据付高さは、敷地高さより50cm高いT.P.+6.5mである」などと記載されているが、これらの措置は、浜岡発電所の敷地（T.P.+6.0ないし8.0メートル）前面にある砂丘（高さT.P.+10ないし15メートル、幅約60ないし80メートル）について、「地震時において一部にすべりが生じて標高が低下する可能性があるが、残留標高が津波水位を上回ることから、津波による水位上昇に対して、原子炉施設の安全性に問題とならない」と整理されていることから明らかなどおり、前記砂丘の「残留標高」を上回る津波水位を想定した対策ではない。すなわち、前記各措置は、主要建屋等が存在する敷地に津波が浸入することを前提としたものではなく、「3. 津波に対する安全余裕向上策」の項に記載されている措置と同様に、想定津波に対する安全そのものは確保されていることを前提とした上で、更なる安全裕度向上を目的としたものと位置づけられるものである。

このように、一審原告らが指摘する浜岡発電所における津波対策の実例は、更なる安全裕度向上を目的としたものであって（なお、この点は

一審原告らも自認するところである（同準備書面第5の4(2)ア(ウ)・52ページ。）、防潮堤等を設置せず、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入することを前提とし又は容認したものではなく、前記敷地内に津波が浸水することを前提とする防護措置が主たる津波対策として採用された実績に当たるものではない。

(ウ) 一審被告東電における津波対策の検討内容について

一審原告らは、一審被告東電における津波対策の検討状況について縷々述べた上で、「第1審被告東京電力は、敷地を越えて遡上してくる津波に対しては、防潮堤以外の対策、それも第1審原告らが主張している建屋の水密化が必要であるということについて明確な認識があったといえる。」などと指摘する（一審原告ら控訴審第1準備書面第5の4(5)イ(エ)ないし(ク)（63ないし66ページ））。

しかしながら、一審被告国原審第21準備書面第6の3(2)（65ないし67ページ）のとおり、一審被告東電は、「長期評価の見解」を前提とした対策が求められた場合には、防潮堤・防波堤等の設置により対策を行うことを検討していたのであり、同準備書面第6の3(3)（67ないし69ページ）及び一審被告国原審第40準備書面第3章第6の2(2)（180及び181ページ）のとおり、福島地点津波対策ワーキングにおいては、水密化が検討されたことがあったものの、当該水密化は、高尾氏が、刑事事件の証人尋問において、「非常用海水系電動機の水密化を検討中ということを、紹介といいますか、報告しております。」、「建屋扉の水密化について、ここでは特に標高4メーターのレベルにある建屋についての記述をしているというふうに思います。」（乙F第7号証の2・右下部のページ数で169、170ページ、同第7号証の4・右下部のページ数で628ページ）と証言するとおり、O.P.+4メートル盤にある海水ポンプの電動機及びポンプを収納する建屋を水密化す

るというものなど、飽くまで局所的・部分的な水密化の検討にすぎない。

その上、この海水ポンプの水密化等についても、検討の結果、「非常用海水ポンプのみを格納する建屋の設置は困難。」、「非常用海水ポンプの直前に津波による衝撃波吸収用の壁を設置する場合においても、取水路において強固な基礎が必要となる。」（乙F第7号証の4・右下部のページ数で631ページ）などと、技術的な困難性から実施に至らなかつたのであり、かかる局所的・部分的な水密化についても、必ずしも技術的に成立し得るものではなかつたのである。

このように、一審原告らが指摘する一審被告東電における検討は、いずれも局所的・部分的な水密化に係るものであって、主要建屋等が存在する敷地に津波がそのまま浸入することを前提とした、安全上重要な機器の全てを防護する建屋等の全部の水密化は、検討のそ上にすら上つていなかつたのである（一審被告国原審第21準備書面第6の3(2)・67ページ）。

したがつて、以上に述べた一審被告東電において検討されていた津波対策は、防潮堤等を設置せず、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入することを前提とし又は容認したものではなく、前記敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置が主たる津波対策として採用された実績に当たるものではない。

(エ) なお、一審原告らは、福島第一原発における水密化の施工実績として、福島第一原発における平成3年内部溢水事故を契機に講じられた水密化措置を指摘するほか（一審原告ら控訴審第1準備書面第5の4(2)ア(ア)a（50及び51ページ））、国内の原子力発電所で採用された水密化措置として、柏崎刈羽発電所6、7号機の水密扉設置を指摘するが（一審原告ら控訴審第1準備書面第5の4(2)ア(ア)b（51ページ））、平成3年内部溢水事故を契機に講じられた水密化措置については一審被告

国の令和元年10月31日付け第21準備書面（以下「一審被告国原審第21準備書面」という。）第6の3(4)（69ないし71ページ）や一審被告国の令和2年11月30日付け第40準備書面（以下「一審被告国原審第40準備書面」という。）第3章第6の2(3)（181及び182ページ）のとおり、また、柏崎刈羽発電所6、7号機の水密扉については一審被告国原審第41準備書面第4章第11の4(1)エ（329及び330ページ）のとおり、これらの措置は、いずれも内部溢水対策にすぎず、外部溢水対策（津波対策）として実施されたものではない。

この点、一審原告らは、柏崎刈羽発電所6、7号機の水密扉について、佐藤氏の証言を引用するところ（一審原告ら控訴審第1準備書面4(2)ア(ア)b（51ページ））、佐藤氏が内部溢水と津波による浸水（外部溢水）の違いを正解せずに誤った証言を行っていることは、一審被告国原審第41準備書面第4章第11の4(1)ア（322ないし325ページ）のとおりであるし、後記イ(エ)のとおり、佐藤氏の証人尋問における証言や同氏の意見書で述べる津波対策は、いずれも本件事故前に規制上の津波防護対策として採用できるものではなく、佐藤氏は、当該津波対策の具体的な結果回避可能性について何ら検討していないことを自認しているから、本件事故の結果回避措置たり得るものとはいえない。

(オ) 小括

以上のとおり、一審原告らが指摘する本件事故前の対策の実例は、防潮堤等を設置せず、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入することを前提とし又は容認したものではなく、更なる安全裕度向上を目的としたものや、事業者において、防潮堤等の設置を前提とした上で、これらの設置によっても阻止し得ない軽微な浸水等に対する局所的・部分的な措置として自主的に講じるなどしたものにすぎず、主要建屋等が存在する敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置が主たる津

波対策として採用された実績に当たるものではない。

この点、最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）が、原審である東京高裁令和3年2月19日判決（裁判所ホームページ登載。以下「千葉控訴審判決」という。）において、「東海第二発電所及び浜岡原発における水密化措置」として、東海第二発電所における建屋内の防水扉、防水シャッター等、浜岡発電所における建屋等の出入口への防水構造の防護扉等にそれぞれ言及した上で（同判決149ページ）、「規制機関において、（中略）防潮堤等のみでは安全性確保のための措置として十分でないと判断した蓋然性があるのであって、（中略）これらの水密化の措置を検討することは十分に想定することができ、防潮堤等による津波対策と併せて採用することも想定することができた」（同判決150ページ）と判示したのに対し、「本件事故以前に、我が国における原子炉施設の主たる津波対策として、津波によって上記敷地が浸水することを前提とする防護の措置が採用された実績があったことはうかがわれず」（最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）11ページ）と判示した上で、「東京電力又は保安院その他の規制機関が、防潮堤等によっては上記津波（引用者注：平成20年試算津波と同じ規模の津波）による本件敷地の浸水を防ぎきれないという前提で、そのような防潮堤等の設置と併せて他の対策を講ずることを検討した蓋然性があるということはできない。」（同ページ）と判示しているのも、前記の各措置が、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入することを前提とし又は容認するものではなく、前記敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置が主たる津波対策として採用された実績に当たらないことを前提としているものと解される。

イ 一審原告らが指摘する他の実例や知見等も、主要建屋等が存在する敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置が主たる津波対策として採

用された実績やその指針となる知見に当たるものではないこと

一審原告らが指摘する他の実例や知見等も、いずれも、主要建屋等が存在する敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置が主たる津波対策として採用された実績やその指針となる知見に当たるものではない。

(7) 溢水勉強会における検討について

一審原告らは、溢水勉強会における検討状況等をもって、「この時点（引用者注：平成18年5月11日開催の第3回溢水勉強会の時点を指すと思われる。）で、福島第一原発の対策として、機器の水没を防ぐための建屋等の水密化対策は、第1審被告国・第1審被告東京電力ともに選択肢の一つとして検討されていたことは明らかである。」などと主張する（一審原告ら控訴審第1準備書面第5の4(5)イ(ウ)（61ないし63ページ））。

しかしながら、一審被告国原審第40準備書面第3章第6の2(8)（185ページ）のとおり、溢水勉強会は、設計条件において津波に対する安全性が十分に確保されていることを前提として、念のため、設計上の想定を超える津波に対する対策の要否・内容を検討することを目的として、原子力事業者に働きかけて立ち上げられたものであり、そこでは、そもそも設計条件としての想定津波に対する対策が検討されていたわけではない。このような溢水勉強会の立ち上げの目的やそこでの検討内容等からすると、溢水勉強会で建屋等の水密化が検討されていたからといって、本件事故前に、水密化が確立された技術であったということはできない。

また、一審原告らは、第3回溢水勉強会に出席していた小野祐二氏（以下「小野氏」という。）の供述調書（甲F第17号証）に添付された同勉強会の資料への「大物搬入口」、「水密扉」などのメモ書きも前記主張の根拠とするようであるが、そもそも同資料に手書きで記載されたメ

モ書きから、大物搬入口の水密化を行うことが「選択肢の一つとして検討されていたことが明らかである」などと解釈することはできないし、前記第1の2(2)ウ(イ)でも述べたとおり、外部溢水（津波）に対する水密化の技術は、本件事故が発生した時点においても研究途上にあり、想定する津波の波力評価や、自動車等の比較的複雑な形状の物体の漂流物の評価が確立していなかったこと等からすれば、建屋等の水密化には防潮堤・防波堤等の設置以上に困難な未解決な技術的課題があったことは明らかである。

したがって、一審原告らが前記主張の根拠とする溢水勉強会に関する検討資料等は、規制機関において主要建屋等が存在する敷地の浸水を前提とする津波対策を本件事故前に検討していたことを示すものではなく、一審被告東電において同対策を本件事故前に検討し、又は実施していたことを示すものでもない。

(イ) 安全情報検討会における検討について

一審原告らは、安全情報検討会の進捗状況管理表の中で、一審被告国が「外部溢水事象において、対策を必要であると考えており、その対策として防潮堤の設置以外に建屋出入り口の防護壁の配置等、いわゆる津波が敷地に遡上したことを前提とした対策を検討していた。」などと指摘する（一審原告ら控訴審第1準備書面第5の4(5)イ(イ)（60及び61ページ））。

しかしながら、一審原告らが指摘する第54回安全情報検討会の進捗状況管理表N o. 8（甲B第274号証の2）の記載は、同管理表の「我が国の現状と問題点」欄において平成2年改訂の安全設計審査指針の「指針2 自然現象に対する設計上の考慮」に関する説明として、「具体的対策」の一つとして挙げられたものであるところ、同記載の直前には、「設計上の対処：・設計水位において原子炉の安全性が損なわれないこ

と→発電所敷地の水没防止」と記載されており、設計水位において原子炉の安全性を確保するための措置としては、ドライサイトを維持することを前提とされていた。

したがって、一審原告らが指摘する当該進捗状況管理表は、規制機関において主要建屋等が存在する敷地の浸水を前提とする津波対策を本件事故前に検討していたことを示すものではない。

(ウ) 海外における対策について

一審原告らは、「防潮堤以外の対策（水密化など）は既に本件原発事故（引用者注：本件事故）前から、国内外の複数の原子力発電所において実施されていた」などとして、海外における対策の実例を指摘する（一審原告ら控訴審第1準備書面第5の4(2)イ及びウ（52及び53ページ））。

しかしながら、このうち、ブラウンズフェリー原子力発電所及びミューレベルク原子力発電所については、一審被告国原審第40準備書面第3章第6の2(6)（184ページ）のとおり、一審原告らは、前記の両原子力発電所の建屋や重要機器室において、具体的にどのような措置がされているのかについて何ら具体的に主張立証しておらず、いかなる技術上の基準をもってこれらの措置が行われたのかも明らかにしていないから、前記の両原子力発電所において建屋等の全部の水密化が行われているとは認められない。

また、ディアブロ・キャニオン原子力発電所において採用されたシュノーケル方式は、沿岸沿いに設置された海水ポンプの除熱のための装置であり、原子炉建屋とは規模も除熱量等も異なるものであるから、建屋等の全部の水密化が可能であったことを示すものではない。

なお、一審原告らのディアブロ・キャニオン原子力発電所における津波対策の指摘は、佐藤氏意見書（甲B第257号証の1）に基づくもの

であるところ（一審原告ら控訴審第1準備書面第5の4(2)イ（53ページ））、「安全停止系が設置された建屋の水密化」（サブグループA-2）を講じるべきであったとする佐藤氏の意見等や、これに依拠した一審原告らの主張に理由がないことは、一審被告国原審第41準備書面第4章第11の2(2)（309ないし311ページ）で述べたとおりであるし、仮に、「安全停止系が設置された建屋の水密化」（サブグループA-2）を講じたとしても、本件事故を回避できたとは認められないことは、同準備書面第4章第11の3(2)イ（315及び316ページ）で述べたとおりである。

したがって、一審原告らが指摘する海外における対策の実例は、いずれも主要建屋等が存在する敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置が主たる津波対策として採用された実績やその指針となる知見に当たるものではない。

(I) 一審原告らが指摘する佐藤氏の意見等について

一審原告らは、本件事故前において、主要建屋等が存在する敷地が浸水することを前提とする津波対策としての水密化の措置を講じることができたなどと主張した上で、このことを前提に、「講ずべきであった措置の具体的な内容は、いわゆる佐藤曉意見書（甲B257）に記載されているA1からA3及びBの措置である。」などと述べて、佐藤氏の証人尋問における証言や同氏の意見書を指摘する（一審原告ら控訴審第1準備書面第6の1（69ないし82ページ））。

しかしながら、一審被告国原審第41準備書面第4章第11（305ないし340ページ）において詳細に述べたとおり、佐藤氏が述べる津波対策は、いずれも本件事故前に規制上の津波防護対策として採用できるものではなかったし、佐藤氏は、当該津波対策の具体的な結果回避可能性について何ら検討していないことを自認しているから、本件事故の

結果回避措置たり得るものとはいえない。

このように、一審原告らが指摘する佐藤氏の証人尋問における証言や同氏の意見書は、主要建屋等が存在する敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置が主たる津波対策として採用された実績やその指針となる知見に当たるものではない。

(オ) 小括

以上のとおり、一審原告らが指摘する他の実例や知見等についても、いずれも、主要建屋等が存在する敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置が主たる津波対策として採用された実績やその指針となる知見に当たるものではない。

この点についても、最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）が、原審である千葉控訴審判決において、「溢水勉強会における指摘」、「安全情報検討会における指摘」、「一審被告東電における検討」、「海外での溢水事故の検証、対策」にそれぞれ言及した上で（同判決149及び150ページ）、「規制機関において、（中略）防潮堤等のみでは安全性確保のための措置として十分でないと判断した蓋然性があるのであって、（中略）これらの水密化の措置を検討することは十分に想定することができ、防潮堤等による津波対策と併せて採用することも想定することができた」（同判決150ページ）と判示したのに対し、「本件事故以前に、我が国における原子炉施設の主たる津波対策として、津波によって上記敷地が浸水することを前提とする防護の措置が採用された実績があつたことはうかがわれず、当該防護の措置の在り方について、これを定めた法令等はもちろん、その指針となるような知見が存在していたこともうかがわれないし、海外において当該防護の措置が一般的に採用されていたこともうかがわれない。」（最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）11ページ）と判示した上で、「東京電力又は保安院その他の規制機関が、

防潮堤等によっては上記津波（引用者注：平成20年試算津波と同じ規模の津波）による本件敷地の浸水を防ぎきれないという前提で、そのような防潮堤等の設置と併せて他の対策を講ずることを検討した蓋然性があるということはできない。」（同ページ）と判示しているのは、前記の実例や知見が、主要建屋等が存在する敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置が主たる津波対策として採用された実績やその指針となる知見に当たらないことを前提としているものと解される。

ウ まとめ

以上のとおり、一審原告らは、最高裁令和4年判決について、「防潮堤以外の対策（水密化対策など）は既に本件原発事故（引用者注：本件事故）前から、国内外の複数の原子力発電所において実施されていた」のであり、「この水密化対策が取られなかつたという明確な根拠を示さないで、防潮堤のみが対策として取られたという最高裁判決（引用者注：最高裁令和4年判決）の判断には重大な事実誤認があるといわざるを得ない。」旨主張し、複数の事実（証拠）を指摘するが、一審原告らが指摘する事実（証拠）は、主要建屋等が存在する敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置が主たる津波対策として採用された実績やその指針となる知見に当たるものではないから、かかる事実（証拠）に基づき最高裁令和4年判決を論難する一審原告らの主張は、前提を誤っており、理由がないというべきである。

また、一審原告らは、防潮堤等が完成する前の単独の水密化措置が講じられていれば本件事故を回避することができた旨主張するものと解されるが、一審原告らが主張する単独の水密化措置であっても、最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）がその判断の前提としている前記(3)ウの考え方が妥当することからすれば、一審被告東電又は規制機関が、津波対策として、防潮堤等の設置に先立ち（防潮堤等の設置がされない状態で）、主要建屋

等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入する事態を容認した上で水密化措置のみによってこれを防護すること（防潮堤等が完成する前の単独の水密化措置）を講ずることを検討した蓋然性があるとはいはず、仮に、経済産業大臣が、電気事業法40条に基づく規制権限を行使していた場合には、平成20年試算津波と同じ規模の津波による福島第一原発の敷地への浸水を防ぐことができるよう設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえるから、本件事故前に、福島第一原発において、防潮堤等が完成する前の単独の水密化措置が講じられていれば、本件事故を回避することができた旨の一審原告らの主張にも理由がない。

以上からすれば、一審原告らの前記1の主張は理由がない。

第2 東京電力株主代表訴訟の一審判決を引用する一審原告らの主張は、本件と東京電力株主代表訴訟の一審判決の関係が明確ではなく、理由がないこと

1 一審原告らの主張

一審原告らは、東京電力株主代表訴訟の一審判決の内容を紹介し、東京電力株主代表訴訟の一審判決が原判決と同様の判断を行っている旨を指摘した上で（一審原告ら控訴審第1準備書面第5の4(4)ウ(ウ)（58及び59ページ）、「本件において、防潮堤等の設置を検討する間に、無防備となってしまう福島第一原発の安全性を可及的速やかに確保するために、敷地を遡上してくる津波への対策が求められていたことは明白である」（同準備書面第5の4(4)ウ(エ)・59ページ）などと主張する。

2 一審被告国反論

しかしながら、一審原告らが、一審原告ら控訴審第1準備書面において東京電力株主代表訴訟の一審判決の判示を紹介する趣旨は明確でない。

そもそも、取締役としての善管注意義務違反等の任務懈怠による会社法上の損害賠償責任の有無が問題となった東京電力株主代表訴訟と、公務員の規制権

限不行使による国賠法上の損害賠償責任の有無が問題となる本件国家賠償請求訴訟とは、事案が異なる。すなわち、東京電力株主代表訴訟は、株式会社である一審被告東電の取締役らにおいて、一審被告東電との関係で、本件事故の発生を防止するための対策を速やかに講じさせるべき善管注意義務違反（会社法上の違法）があったか否かなどが問題となるのに対し、本件国家賠償請求訴訟は、一審被告国（経済産業大臣）において、一審原告らとの関係で、一審被告東電に対する規制権限不行使について職務上の注意義務違反（国賠法上の違法）があったか否か、すなわち、一審被告国（経済産業大臣）が、一審原告らとの関係で、一審被告東電に対し、本件事故の発生を防止するための対策を講ずるよう命じる規制権限行使すべき義務の違反があったか否かなどが問題となるのであり、訴訟物はもとより、損害賠償責任が認められる前提となる法的義務の内容も異なっている。

したがって、東京電力株主代表訴訟の一審判決によって、一審被告東電の取締役らの善管注意義務違反（会社法上の違法）及び当該義務違反と本件事故による損害発生との因果関係が認められたとしても、その結果、直ちに、本件国家賠償請求訴訟において、一審被告国（経済産業大臣）の規制権限不行使についての職務上の注意義務違反（国賠法上の違法）及び当該義務違反と本件事故による損害発生との間の因果関係が認められるものではない。

この点をおくとして、一審原告らが、従前の水密化措置に関する主張を補強するものとして、東京電力株主代表訴訟の一審判決を紹介していると解したとしても、一審原告らの主張に理由がないことは、本準備書面を含めて、これまでに一審被告国が述べてきたとおりである。

したがって、一審原告らの前記1の主張には理由がない。

以上

略称語句使用一覧表

略 称	基本用語	使用書面	ペ ージ	備 考
10m盤	O. P. + 10メートル	原審第21準備書面	10	
1990年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP）の1990年勧告	原審第12準備書面	8	
1992年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP）の1992年勧告	原審第12準備書面	22	
1999年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP）の1999年勧告	原審第12準備書面	23	
2007年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年勧告	原審第12準備書面	7	
2008年試算	2008(平成20)年東電試算	原審第7準備書面	23	
35m盤	O. P. + 35メートル盤	原審第34準備書面	5	
4省庁報告書	建設省、農水省、水産庁及び運輸省が策定した「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」	第11準備書面	48	
4省庁報告書等	4省庁報告書及び7省庁手引	原審第28準備書面	9	
7省庁手引	建設省、農水省、水産庁、運輸省、国土庁、気象庁及び消防庁が策定した「地域防災計画における津波対策強化の手引き」	原審第11準備書面	49	
B E I R	米国科学アカデミー研究審議会の「電離放射線の影響に関する委員会」	原審第38準備書面	12	
D D R E F	線量・線量率効果係数	原審第38準備書面	12	
I A E A	国際原子力機関	判決書	175	
I C R P	国際放射線防護委員会	判決書	175	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	原審答弁書	20	

J A E A	日本原子力研究開発機構	原審第20準備書面	16	
J N E S	独立行政法人原子力安全基盤機構	判決書	49	
L S S	広島・長崎原爆被爆者の寿命調査	原審第38準備書面	9	
M/C	高圧電源盤	原審第34準備書面	7	
M C C	モーターコントロールセンター	原審第34準備書面	7	
N U P E C	財団法人原子力発電技術機構	原審第17準備書面	77	
O. P.	小名浜港工事基準面 (O n a h a m a P e i l)	判決書	28	
P/C	パワーセンター	判決書	31	
S P E E D I	緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム	原審答弁書	21	
T. P.	東京湾平均海面	原審第14準備書面	18	
U N S C E A R	原子放射線の影響に関する国連科学委員会	原審第38準備書面	35	
U N S C E A R 2 0 1 3 年 報 告 書	国際科学委員会(UN S C E A R)の2 0 1 3 年 報 告 書 の 第 1 卷 科 学 的 付 属 書 A	原審第38準備書面	36	
青木氏	原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官青木一哉氏	原審第11準備書面	21	
朝倉式	朝倉良介氏らが「護岸を越流した津波による波力に関する実験的研究」と題する論文において公表した評価式	原審第23準備書面	16	
阿部(1999)	1999年に発表された阿部氏の論文「遡上高を用いた津波マグニチュード M t の決定—歴史津波への応用—」	原審第8準備書面	84	
阿部氏	阿部勝征東京大学名誉教授・地震調査研究センター所長	原審第20準備書面	29	
阿部氏平成24年検面調書	平成24年12月26日付け検察官面前調書	原審第26準備書面	48	

阿部氏平成25年検面調書	平成25年4月18日付け検察官面前調書	原審第26準備書面	49	
阿部博士	原子力規制庁技術参与阿部清治博士	原審第11準備書面	20	
安全系	原子炉施設における重要度の特に高い安全機能を有する系統	原審第5準備書面	26	
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針	判決書	24	
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針	原審第5準備書面	12	
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ	判決書	82	
石橋論文	平成15年に公表された石橋克彦「史料地震学で探る1677年延宝房総沖津波地震」	控訴理由書	107	
一審原告ら	控訴人兼被控訴人（一審原告）	意見書（令和5年2月28日付け）	3	
一審原告ら控訴審第1準備書面	一審原告らの2022（令和4）年9月22日付け第1審原告ら第1準備書面	控訴審第1準備書面	5	
一審原告ら控訴審第7準備書面	一審原告らの2023（令和5）年1月12日付け第1審原告ら第7準備書面	意見書（令和5年2月28日付け）	3	
一審原告ら控訴審第8準備書面	一審原告らの2023（令和5）年1月12日付け第1審原告ら第8準備書面	意見書（令和5年2月28日付け）	3	
一審被告国	被控訴人	控訴理由書	16	
一審被告国控訴理由書	一審被告国の令和3年9月30日付け控訴理由書	控訴審第1準備書面	9	
一審被告国原審第13準備書面	一審被告国の平成30年3月2日付け原審第13準備書面	控訴審第1準備書面	11	
一審被告国原審第21準備書面	一審被告国の令和元年10月31日付け原審第21準備書面	控訴審第1準備書面	25	
一審被告国原審第40準備書面	一審被告国の令和2年11月30日付け原審第40準備書面	控訴審第1準備書面	25	

一審被告国原審 第41準備書面	一審被告国の令和2年11月30日付け原審第41準備書面	控訴審第1準備書面	11	
一審被告東電	一審被告東京電力ホールディングス株式会社	控訴理由書	16	
茨城県波源モデル	「延宝房総沖地震津波の千葉県沿岸～福島県沿岸での痕跡高調査」において検討された延宝房総沖地震に係る波源モデル	原審第20準備書面	14	
今村・佐竹・都司論文	平成19年に公表された今村文彦・佐竹健治・都司嘉宣ら「延宝房総沖地震津波の千葉県沿岸～福島県沿岸での痕跡高調査」	控訴理由書	108	
今村教授	東北大学災害科学国際研究所所長・同研究所災害リスク研究部門津波工学研究分野今村文彦教授	原審第11準備書面	20	
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	原審第4準備書面	67	
大阪泉南アスベスト最高裁判決	最高裁判所平成26年10月9日第一小法廷判決・民集68巻8号799ページ	原審第2準備書面	1	
大竹名誉教授	東北大学名誉教授大竹政和氏	原審第16準備書面	3	
岡村委員	合同WG委員岡村行信氏	原審第20準備書面	77	
岡本教授	東京大学大学院工学系研究科岡本孝司教授	原審第7準備書面	38	
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	原審第4準備書面	67	
小野氏	第3回溢水勉強会に出席していた小野祐二氏	控訴審第1準備書面	27	
海溝型分科会	長期評価部会の中に設置された、海溝型の地震の発生可能性等を検討する分科会	判決書	41	
垣見マップ	平成15年に垣見俊弘らが作成した論文「日本列島と周辺海域の地震地体構造区分」において示された地震地体構造区分図	判決書	47	
笠原名誉教授	北海道大学笠原稔名誉教授	原審第11準備書面	20	

金戸氏	土木調査グループ金戸俊道氏	原審第20準備書面		
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802ページ	原審第2準備書面	13	
起因事象	異常や事故の発端となる事象	原審第5準備書面	1	
技術基準	発電用原子力設備に関する技術基準	原審第4準備書面	25	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)	原審第5準備書面	75	
基準津波	供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	原審第21準備書面	80	
既設ケーブル	原子炉建屋等の建屋内の電源盤から機器への既設ケーブル	原審第34準備書面	21	
基本方針	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針	原審第33準備書面	14	
木村意見書	木村証人の証言内容及び同証人作成の意見書	原審第38準備書面	5	
木村証人	木村真三氏	原審第38準備書面	7	
木村証人調書①	第24回口頭弁論期日調書と一体となる木村証人の証人調書	原審第38準備書面	7	
木村証人調書②	第30回口頭弁論期日調書と一体となる木村証人の証人調書	原審第38準備書面	7	
旧労基法	労働基準法(昭和47年法律第57号による改正前のもの。)	原審第2準備書面	15	
行訴法	行政事件訴訟法(昭和37年5月16日法律第139号)	原審第22準備書面	6	
緊急実施基本方針	原災本部が平成21年8月26日に定めた「除染に関する緊急実施基本方針」	原審第7準備書面	5	
区域外居住者	避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域以外の区域に居住する者	原審第12準備書面	2	
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ	原審第2準備書面	1	

クロロキン最高裁判決等	宅建業者最高裁判決及びクロロキン最高裁判決	原審第2準備書面		
			1	
刑事事件	被告東電元役員らを被告人とする刑事事件	原審第20準備書面		
			7	
刑事判決	東京地方裁判所令和元年9月19日判決	原審第31準備書面		
			46	
原災法	原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）	原審第1準備書面		
			5	
原災本部	原子力災害対策本部	原審答弁書		
			23	
原賠審査会	原子力損害賠償紛争審査会	原審答弁書		
			24	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	判決書		
			18	
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波・地質・地盤合同ワーキンググループ	判決書		
			59	
国道43号・阪神高速道路騒音等公害訴訟控訴審判決	国道43号・阪神高速道路騒音等公害訴訟に係る大阪高等裁判所平成4年2月20日判決(判例時報1415号3ページ。)	原審第22準備書面		
			12	
国賠法	国家賠償法	判決書		
			18	
小笛氏	小笛晃太郎氏	原審第35準備書面		
			37	
後段規制	設計及び工事の方法の認可、使用前検査の合格、保安規定の認可及び施設定期検査までの規制	原審第1準備書面		
			18	
国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	判決書		
			120	
最高裁昭和39年判決	最高裁判所昭和39年10月29日第一小法廷判決(民集18巻8号1809ページ。)	原審第22準備書面		
			6	

最高裁令和4年判決	最高裁令和4年6月17日第二小法廷判決(令和3年(受)第342号、令和3年(受)第1165号、令和3年(受)第1205号、令和4年(受)第460号)	控訴審第1準備書面		5
最高裁令和4年判決(一審千葉地裁)	最高裁令和4年6月17日第二小法廷判決(令和3年(受)第1205号、一審千葉地裁)	控訴審第1準備書面		5
酒井GM	土木調査グループマネージャー酒井博士（「酒井博士」と同義）	原審第20準備書面		13
酒井博士	一般財団法人電力中央研究所原子力リスク研究センター研究コーディネーター酒井俊朗博士	原審第11準備書面		21
佐々木氏	佐々木康人氏	原審第39準備書面		8
佐々木ほか連名意見書	佐々木康人ほか16名による意見書（乙B第166号証）	原審第12準備書面		30
佐竹教授	東京大学地震研究所地震火山情報センター長佐竹健治教授	控訴理由書		45
佐竹ほか（2008）	佐竹健治氏、行谷佑一氏及び山木滋氏が平成20年に執筆した論文「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」	原審第4準備書面		89
佐藤氏	佐藤暁氏	原審第27準備書面		6
佐藤氏意見書	佐藤氏が作成した意見書	原審第27準備書面		6
佐藤氏の意見等	佐藤氏意見書並びに平成31年1月18日及び令和元年5月24日に実施された証人尋問での佐藤氏の証言	原審第27準備書面		6
澤井氏	澤井祐紀氏	原審第28準備書面		16
産総研	産業技術総合研究所	原審第28準備書面		16
事故解析評価	事故防止対策に係る解析評価	原審第5準備書面		7

事故由来放射性物質	福島第一発電所事故によって放出された放射性物質	原審答弁書		2
「地震地体構造の同一性」に係る検討事項①	「地震地体構造の同一性」が認められるためには、既往地震としてメカニズムと発生領域がある程度特定され、モデルが設定できる地震が存在することを前提に検討する事項	原審第26準備書面		14
「地震地体構造の同一性」に係る検討事項②	「地震地体構造の同一性」が認められるためには、当該地震を発生させたメカニズムを踏まえ、プレートの固着状況や堆積物(付加体)の状況等から当該地震が発生した領域と同一性、近似性が認められる領域を検討する事項	原審第26準備書面		14
地震本部	地震調査研究推進本部	原審第4準備書面		44
柴田氏	柴田義貞氏	原審第39準備書面		17
島崎氏	島崎邦彦氏	原審第7準備書面		2
重大事故等が発生した場合における著しい炉心損傷等	重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷	原審第5準備書面		82
重大事故等	重大事故(炉規法43条の3の6第1項3号、実用炉規則4条)や重大事故に至るおそれがある事故	原審第16準備書面		28
首藤名誉教授	東北大学首藤伸夫名誉教授	原審第11準備書面		20
貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震によって東北地方に到来した津波	原審第4準備書面		90
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に基づき原子力規制委員会が保安のために必要な措置を命ずること	原審第5準備書面		48
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	判決書		22
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針	原審第1準備書面		20

昭和45年安全設計審査指針	昭和45年4月23日に原子力委員会によって了承された「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」	原審第1準備書面	20	
除染ガイドライン	除染等の措置に係るガイドライン	原審第33準備書面	16	
除染実施区域	除染実施計画の対象となる区域	原審第33準備書面	9	
除染実施計画	当該都道府県又は市町村内の当該区域に係る除染等の措置等の実施に関する計画	原審第33準備書面	9	
除染実施者	除染等の措置等の実施者	原審第33準備書面	9	
汚染状況重点調査地域	その地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な地域	原審第33準備書面	9	
除染等の措置等	除染特別地域について、環境大臣が定めた当該除染特別地域に係る土壤等の除染等の措置並びに除去土壤の収集、運搬、保管及び処分	原審第33準備書面	7	
新規制基準	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	判決書	26	
審査ガイド	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド	原審第21準備書面	21	
新設ケーブル	高台に新設する非常用電源設備等から原子炉建屋までのケーブル	原審第34準備書面	14	
水質二法	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律	原審第2準備書面	13	
水質保全法	公共用水域の水質の保全に関する法律(昭和45年法律第108号による改正前のもの。)	原審第31準備書面	13	
推進地域	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域	原審第11準備書面	113	

設計上の想定津波	設計基準として想定すべき津波	原審第28準備書面	10	
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）	原審第5準備書面	80	
専門技術的裁量	高度に専門的・技術的な判断に認められる裁量	原審第40準備書面	3	
総合基本施策	地震調査研究の推進について	原審第14準備書面	6	
その他の規制措置	クロロキン最高裁判決における日本薬局方からの削除や製造の承認の取消しの措置以外の規制措置	原審第2準備書面	18	
耐震設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する耐震設計審査指針	判決書	25	
耐震バックチェック	耐震バックチェック指示を受けて被告東電ほかの原子力事業者が行う評価や同評価に係る規制側における審査	原審第20準備書面	11	
耐震バックチェック指示	保安院が、原子力事業者等に対し、福島第一原発を含む既設の発電用原子炉施設について、平成18年耐震設計審査指針に照らした耐震安全性の評価を実施し、その結果を報告することを求めた指示	原審第20準備書面	11	
高尾氏	土木調査グループ課長高尾誠氏	原審第20準備書面	13	
高橋意見書	高橋秀人氏作成の意見書	原審第38準備書面	16	
高橋智幸教授	関西大学社会安全学部教授高橋智幸氏	原審第16準備書面	16	
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ	原審第2準備書面	1	
宅建業法	宅地建物取引業法	原審第2準備書面	8	
建屋等の水密化	タービン建屋等の水密化及び非常用電源設備等の重要機器が設置された部屋等の水密化の措置	原審第23準備書面	4	

谷岡・佐竹論文	谷岡勇市郎、佐竹健治「津波地震はどこで起ころか 明治三陸津波から100年」(平成8年)	原審第17準備書面		
			36	
谷岡教授	北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター長谷岡勇市郎教授	原審第11準備書面		
			20	
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032ページ	原審第2準備書面	1	
筑豊じん肺最高裁判決等	筑豊じん肺最高裁判決、関西水俣病最高裁判決及び大阪泉南アスベスト最高裁判決	原審第2準備書面	1	
千葉控訴審判決	最高裁令和4年判決(一審千葉地裁)の原審である東京高裁令和3年2月19日判決	控訴審第1準備書面		
			26	
千葉地裁判決(民事第3部)	千葉地方裁判所平成29年9月22日判決	原審第31準備書面		
			44	
千葉地裁判決(民事第3部及び民事第5部)	千葉地裁判決(民事第3部)及び千葉地裁判決(民事第5部)	原審第31準備書面		
			44	
千葉地裁判決(民事第5部)	千葉地方裁判所平成31年3月14日判決	原審第31準備書面		
			44	
中間指針	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針	原審答弁書		
			24	
中間指針第一次追補	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)	原審第12準備書面		
			1	
中間指針第二次追補	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補(政府による避難区域等の見直し等に係る損害について)	原審第12準備書面		
			1	
中間指針第四次追補	東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)	原審第12準備書面		
			1	

中間指針等	中間指針、中間指針第一次追補、中間指針第二次追補及び中間指針第四次追補	原審第12準備書面	1	
長期評価	地震本部が発表した宮城県沖地震や南海トラフの地震等を含む長期評価全般	控訴理由書	22	
長期評価の見解	平成14年長期評価の中で示された「明治三陸地震と同様の地震が三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性があるとする見解」	原審第11準備書面	3	
長期評価信頼度	地震本部が平成15年3月24日に公表した「プレートの沈み込みに伴う大地震に関する長期評価の信頼度について」	控訴理由書	85	
追加被ばく線量	自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量	原審第33準備書面	7	
通産省	通商産業省	控訴理由書	194	
津金氏	津金昌一郎氏	原審第39準備書面	21	
都司氏	都司嘉宣氏	原審第8準備書面	1	
津島地区	福島県双葉郡浪江町津島地区	判決書	17	
都司論文	平成15年に公表された都司嘉宣「慶長16年(1611)三陸津波の特異性」	控訴理由書	107	
津波PRA標準	日本原子力学会による規格「原子力発電所に対する津波を起因とした確率論的リスク評価に関する実施基準:2011」	原審第16準備書面	20	
津波担当部署	土木調査グループのほか、被告東電の土木技術グループ、建築グループ、機器耐震技術グループ等の津波評価及び津波対策担当部署	原審第20準備書面	25	
津波評価技術	社団法人土木学会原子力土木委員会津波評価部会が平成14年2月に刊行した「原子力発電所の津波評価技術」	原審第4準備書面	24	

津波評価技術 2 0 1 6	土木学会による「原子力発電所の津波評価技術 2 0 1 . 6 」	原審第16準備書面	25	
津村博士	公益財団法人地震予知総合研究振興会 地震防災調査研究部副首席主任研究員 津村建四郎博士	原審第7準備書面	42	
鶴論文	成14年12月に公表された鶴哲郎ほか「日本海溝域におけるプレート境界の弧沿い構造変化：プレート間カップリングの意味」	控訴理由書	104	
電共研	電力共通研究	原審第28準備書面	10	
電事連	電気事業連合会	原審第17準備書面	77	
東京高裁今村証言	別訴（東京高裁平成29年（ネ）第2620号）における今村教授の証言	原審第20準備書面	20	
東京地裁判決	東京地方裁判所平成30年3月16日判決	原審第31準備書面	47	
東京電力株主代表訴訟	東京地方裁判所令和4年7月13日判決に係る訴訟（平成24年（ワ）第6274号損害賠償請求事件等）	控訴審第1準備書面	5	
東京電力株主代表訴訟の一審判決	東京地方裁判所令和4年7月13日判決（平成24年（ワ）第6274号損害賠償請求事件等）	控訴審第1準備書面	5	
東京電力津波調査報告書	「福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した津波の調査結果に係る報告(その2)」	原審第23準備書面	5	
東電事故調査最終報告書	被告東電作成の平成24年6月20日付け「福島原子力事故調査報告書」	原審第4準備書面	98	
東電設計	東電設計株式会社	判決書	59	
東電津波対応方針	耐震バックチェックに対する被告東電の対応方針	原審第20準備書面	28	
東北電力	東北電力株式会社	原審第17準備書面	79	

特定避難指示	現に避難指示であつて福島特措法4条4号口に掲げる指示であるもの	原審第33準備書面	11	
特定避難指示区域	特定避難指示の対象となつてゐる区域	原審第33準備書面	12	
特定復興再生拠点区域	特定避難指示区域内の区域であつて福島特措法17条の2第1項各号に掲げる条件のいづれにも該当するもののうち、特定避難指示の解除により住民の帰還を目指すもの	原審第33準備書面	12	
特定復興再生拠点区域復興再生計画	特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画	原審第33準備書面	12	
指定要件省令	汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令(平成23年環境省令第34号)	原審第33準備書面	14	
床次教授	床次眞司教授	原審第38準備書面	31	
都道府県知事等	都道府県知事又は政令で定める市町村の長	原審第33準備書面	9	
土木学会津波評価部会	土木学会原子力土木委員会津波評価部会	原審第35準備書面	10	
土木調査グループ	被告東電原子力設備管理部新潟県中越沖地震対策センター土木グループ（土木調査グループを始めとする複数グループに改変されたため、時点を限らず表記を統一する。）	原審第20準備書面	13	
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	原審第4準備書面	67	
名倉氏	原子力規制庁原子力規制部安全規制管理官付安全管理調査官名倉繁樹氏	原審第11準備書面	21	
名古屋地裁判決	名古屋地方裁判所に係属していた同種訴訟(同裁判所平成25年(ワ)第2710号ほか)における判決	原審第25準備書面	5	
浪江町拠点計画	浪江町長が作成した特定復興再生拠点区域復興再生計画	原審第33準備書面	20	

西村氏	西村功氏	原審第18準備書面	16	
二段階審査	具体的審査基準に不合理な点があるか否かを審査し(第一段階の審査)、更に同基準に適合するとした判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否かを審査する(第二段階の審査)手法	原審第25準備書面	7	
日本原電	日本原子力発電株式会社	原審第20準備書面	15	
日本海溝・千島海溝調査会	中央防災会議に設置された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」	原審第11準備書面	49	
日本海溝・千島海溝報告書	日本海溝・千島海溝調査会による報告	原審第11準備書面	49	
日本気象協会	財団法人日本気象協会	原審第4準備書面	22	
萩原マップ	平成3年に発行された萩原尊禮「日本列島の地震 地震工学と地震地体構造」で示された地震地体構造区分図	判決書	50	
バックチェックルール	新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について(平成18年9月20日原子力安全・保安院決定)	原審第17準備書面	24	
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	原審第4準備書面	67	
東通発電所	東京電力株式会社東通原子力発電所	原審第14準備書面	2	
非常用D/G	共用プール建屋の非常用ディーゼル発電機	原審第30準備書面	3	
非常用電源設備の高台設置	原告らが主張する35m盤の高台に非常用電源設備を設置し、常設のケーブルを敷設しておけば、福島第一発電所事故を回避できたはずである旨を主張する内容の結果回避措置	原審第34準備書面	5	
非常用電源建屋	35m盤に新設する非常用電源設備を収納する建屋	原審第34準備書面	6	
評価基準値	耐震設計時の判断基準となる民間規格・基準類で定められている値	原審第35準備書面	21	

評価値	原子炉の耐震設計における計算結果	原審第35準備書面		
			21	
深尾・神定論文	1980年に発表された深尾良夫・神定健二「日本海溝の内壁直下の低周波地震ゾーン」と題する論文	原審第8準備書面		
			34	
深尾・神定論文	深尾良夫・神定健二「日本海溝の内壁直下の低周波地震ゾーン」	原審第18準備書面		
			6	
福岡地裁判決	福岡地方裁判所令和2年6月24日判決	原審第40準備書面		
			45	
福島第一原発	福島第一原子力発電所	判決書		
			17	
福島特措法	福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)の一部を改正する法律による改正後の福島復興再生特別措置法	原審第33準備書面		
			11	
福島特措法施行規則	復興庁・環境省関係福島復興再生特別措置法施行規則(平成29年復興庁・環境省令第1号)	原審第33準備書面		
			13	
平穏生活権	地域社会という固有の環境の中で平穏に生活する権利	原審答弁書		
			8	
平成13年安全設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂がされた安全設計審査指針	原審第1準備書面		
			26	
平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂がされた耐震設計審査指針	原審第1準備書面		
			27	
平成14年長期評価	平成14年7月31日付け「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	控訴理由書		
			22	
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日に原子力安全委員会において新たに決定された耐震設計審査指針	原審第1準備書面		
			31	
平成20年試算	被告東電が平成20年に行った明治三陸地震の波源モデルを福島県沖に置いてその影響を測るなどの試算	原審第11準備書面	2008年試算(第7準備書面23ページのこと) 156	

平成20年試算津波	平成20年試算による想定津波	控訴理由書		
			30	
平成21年報告	平成21年9月に被告東電が保安院に 対して行った貞観津波に関する知見を 前提とした報告	原審第28準備 書面	52	
平成24年改正 前の炉規法	平成24年法律第47号による改正前 の核原料物質、核燃料物質及び原子炉 の規制に関する法律	原審答弁書	40	
平成2年安全設 計審査指針	原子力安全委員会が平成2年8月30 日に決定した「発電用軽水型原子炉施 設に関する安全設計審査指針」	原審答弁書	14	
保安院	原子力安全・保安院	原審答弁書	16	
放射性物質汚染 対処特措法	平成二十三年三月十一日に発生した東 北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電 所の事故により放出された放射性物質 による環境の汚染への対処に関する特 別措置法	判決書	158	
放射性物質汚染 対処特措法に基 づく基本方針	平成二十三年三月十一日に発生した東 北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電 所の事故により放出された放射性物質 による環境の汚染への対処に関する特 別措置法・基本方針	原審答弁書		
放射性物質汚染 対処特措法施行 規則	平成二十三年三月十一日に発生した東 北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電 所の事故により放出された放射性物質 による環境の汚染への対処に関する特 別措置法施行規則（平成23年環境省 令第33号）	原審第33準備 書面	10	
放射線障害防止 法	放射性同位元素等による放射線障害の 防止に関する法律（昭和32年6月1 0日法律第167号）	原審第1準備 書面	5	
本件訴えの追加 的変更	一審原告ら控訴審第7準備書面及び一 審原告ら控訴審第8準備書面におい て、予備的主張として新たな請求原因 を追加していること	意見書（令和 5年2月28 日付け）	3	
本件確認請求	原告らの請求の趣旨第1項の請求	原審第22準備 書面	5	

本件各判決	宅建業者最高裁判決、クロロキン最高裁判決、筑豊じん肺最高裁判決、関西水俣病最高裁判決及び大阪泉南アスベスト最高裁判決	原審第2準備書面	1	
本件各評価書	「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」と題する保安院作成の評価書	原審第4準備書面	94	
本件事故	本件地震及び津波により福島第一原発に発生した事故	判決書	17	
本件地震	平成23年3月11日午後2時46分頃、マグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震	原審答弁書	11	
本件設置等許可処分	内閣総理大臣が昭和41年から昭和47年にかけて行った福島第一発電所1号機ないし同発電所4号機の各設置(変更)許可処分	原審第1準備書面	16	
本件津波	平成23年3月11日に発生した本件地震に伴う津波	原審第11準備書面	4	
本件津波浸水予測図	日本気象協会が平成11年3月に全国の沿岸を対象とした津波浸水予測の調査結果を取りまとめ作成した「津波浸水予測図」	原審第4準備書面	22	
本件放射線量低下請求	原告らの請求の趣旨第2項の請求	原審第22準備書面	5	
マイアミ論文	被告東電の原子力技術・品質安全部員が平成18年7月に米国マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議で発表した論文「日本における確率論的津波ハザード解析法の開発」	判決書	52	
前橋控訴審判決	東京高等裁判所令和3年1月21日判決(前橋地裁平成29年3月17日判決の控訴審判決)	控訴理由書	36	
松澤・内田論文	松澤暢、内田直希「地震観測から見た東北地方太平洋下における津波地震発生の可能性」(平成15年)	原審第18準備書面	8	
松澤教授	東北大学大学院理学研究科附属地震・噴火予知研究観測センター長松澤暢教授	原審第8準備書面	65	
松山氏	松山昌史氏	原審第26準備書面	32	

無限鉛直壁	無限高さ又は十分高いことが明らかな 高さの鉛直壁	原審第13準備書面	72	
武藤副本部長	被告東電原子力・立地本部副本部長武藤栄氏	原審第20準備書面	25	
山形地裁判決	山形地方裁判所令和元年12月17日 判決	原審第31準備書面	44	
山口教授	東京大学大学院工学系研究科山口彰教 授	原審第7準備書面	41	
山下センター長	被告東電原子力設備管理部新潟県中越 沖地震対策センター長山下和彦氏	原審第20準備書面	25	
横浜地裁判決	横浜地方裁判所平成31年2月20日 判決	原審第31準備書面	48	
吉田部長	被告東電原子力設備管理部長吉田昌郎 氏	原審第20準備書面	25	
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律	判決書	20	
渡辺意見書	渡辺氏の意見書	原審第13準備書面	53	
渡辺氏	渡辺敦雄氏	原審第13準備書面	53	